

資料 3

佐倉市健やかまちづくり推進委員会
令和 6 年 2 月 9 日 (金)

傍 聴 規 程

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日

佐倉市健やかまちづくり推進委員会規程第 1 号

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員の 5 人になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始 1 5 分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHS その他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記 2 のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。